簡易無線局のアナログ方式の周波数の停波のお知らせ

アナログ方式の簡易無線局のうち、350MHz帯(348.5625MHz～348.8MHzの「小エリア簡易無線局」)及び400MHz帯(465.0375MHz～465.15MHz、468.55MHz～468.85MHz)の周波数の使用期限は、平成34年11月30日まで(2022年11月30日まで)となっております。

●アナログ方式の簡易無線局の場合

(弊社対象機種:DJ-BU10C、DJ-BS10)

アナログ方式の周波数の使用は、平成34年11月30日まで(2022年11月30日まで)となっており、使用期限までに無線局を廃止するか、使用期限以降において、引き続き簡易無線局を使用する場合には、デジタル方式の簡易無線局に変更する必要があります。

・使用期限までに無線局を廃止する場合は無線局廃止届が必要です。
無線局廃止の手続きを行わず無線機本体の廃棄をしても、免許の有効期限まで電波利用料が請求されます。また、廃棄品を他者に使われてトラブルが起る可能性があります。必ず無線局廃止の手続きを行ってください。

・機種変更には無線局の変更申請が必要となります。

詳しくは、お買い求めになった販売店にご相談ください。

●アナログ/デジタルのデュアル方式の簡易無線局の場合

(弊社対象機種:DJ-BU50AD、DR-BM50AD)

アナログ及びデジタルの両方の周波数を使用可能なデュアル方式の簡易無線局についても、アナログ方式の周波数の使用は、平成34年11月30日まで(2022年11月30日まで)となります。このため、無線設備がアナログ方式の周波数を発射できないよう平成34年11月30日までに(2022年11月30日までに)無線設備の製造メーカー等でアナログ方式の周波数の発射を停止する無線設備の改修を行っていただく必要があります。

また、アナログ無線設備からデジタル無線設備へ変更する場合やアナログ方式の周波数の停波措置を行った場合には、無線局の変更申請等が必要となります。

詳しくは、お買い求めになった販売店にご相談ください。

PF0310